

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

結構苦労します！ 海外への資産移転と海外相続

平成28年1月号

武

富士事件を契機に、当局は海外財産に対する対応を強化しています。それまでは国内に住む人の海外財産を、外国に住む日本国籍の無い家族等に相続・贈与した場合非課税だった

ものが、
①平成25年より、国内に住む人の相続・贈与は、



国内外財産を問わず全て課税されることになりました。②また同年より、5千万円超の国外財産の種類等を記載した**国外財産調書**の提出を義務付、③平成27年7月からは1億円以上の有価証券等を所有する人が国外転出(留学・海外赴任含む)する場合、含み益に所得税等が課税される**国外転出時課税制度(出国税)**がスタート、④この制度に併せ、平成26年から提出する**財産債務調査書**には、有価証券の銘柄等の詳細情報を記載せねばなりません。●現在、海外財産の相続等を非課税とする条件は、①双方が国外に5年以上居住、②被相続人(贈与者)が5年以内に日本に住所があった場合は、相続人等が日本国籍で無いこと、です。例えば、5年以上米国に住む息子夫婦の米国籍の子に海外資産を贈与する場合、本人も海外に居住していなければなりません。この居住は節税目的で単に住所を海外に移しただけではなく、長期滞在が可能なビザや永住権を取得しなければ認められませんので相当な覚悟が必要です。●又、せっかく日本は非課税となっても、現地の税が課税されることにな

りますので、非課税移住のための国の条件は、取得可能な長期ビザがあり、相続税等の無い国(オーストラリア・シンガポール等一部の国)に限られことになります。●加えて、平成28年から海外送金にはすべてマイナンバーを記載せねばならず、海外に財産を移せば分からないだろうという時代は終わりました。しかし、日本の高い税・低金利・多い地震・国家財政破綻等のリスクを考慮すると、海外に財産を持つことは分散投資としてのメリットがあります。但し、何れ発生するその海外財産の相続手続のことを考えておかないと家族は大変苦労することになります。相続が発生すると、日本と海外でそれぞれ同時に相続手続を進めることとなりますが、海外での手続は高度な語学力と専門的知識を要しますので、多くは信頼できる現地の弁護士等に依頼することとなり、費用もかかりますし探すのは大変です。海外で納めた税金相当額は日本で税額控除できる等、関連した申告手続となりますので、現地と日本の双方の税務に詳しい専門家を探るのはこれも大変です。●又、海外提出書類へのサインが本人署名であることを証明する「公証」手続を日本在留大使館等で行う必要が生じたり、「死亡証明書」として、その国の言語に訳した除籍謄本(専門家に頼まざるを得ません)を求められます。また、米国・香港等の英米法の国では、日本とは大きく異なる裁判手続(プロベイト)により相続手続が行われ、(3年近くかかる場合あり)多額の弁護士等費用がかかることがあります。そして、海外の土地建物の評価額は、現地の売買実例価格や地元不動産鑑定士等の意見価格を参酌した**時価**となり調査に費用がかかりますし、日本特有の路線価等と時価の乖離を利用した相続対策にはならないこと等を知っておくことも必要です。